

保護者様

令和 3 年 10 月 4 日

横浜市立南本宿小学校  
校長 西尾 琢郎

## 分散登校実施にともなう学校給食費に関するお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力ありがとうございます。

さて、分散登校期間中の給食費の減額について、横浜市教育委員会から連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日において、家庭学習を行った日など、給食を食べなかった日の給食費については 3 月の給食費から減額することとなります。そのため、9 月の請求額は変更せず、通常通り 4600 円となります。(アレルギー対応等で金額が異なる場合はあらかじめお知らせしている通りです。)

なお、緊急受け入れに参加し、給食を食べた日は減額対象にはなりません。減額対象日や 3 月請求予定金額は次の通りになります。

### 1 減額対象日

- ① 9 月 1 日 (全員対象)
- ② 分散登校期間中の「家庭学習の日」(緊急受け入れ日を除く)
- ③ 事前に学校と相談して登校を見合わせ、減額申請を行った期間 (対象者のみ)

※一度、減額連絡票を提出してくださっているご家庭は、こちらで延長期間を追記しますので、延長期間分の提出は必要ありません。

### 2 3 月請求予定額について

分散登校期間等における給食費減額相当分は、3 月の給食費から減額させていただきます。おおよその 3 月の請求金額は次の通りです。金額の詳細については 3 月に別途お知らせいたします。

(長期欠席等により減額連絡票を提出されている場合には、3 月請求額では減額せず、3 月下旬に別途清算の手続きを行いますので、ご承知おきください。)

#### 《3 月請求予定の例》

- ・緊急受け入れに参加していない場合 1,615 円
- ・家庭学習の日にすべて緊急受け入れに参加した場合 4,307 円

※アレルギー対応等の方は、金額が異なります。

※緊急受け入れに参加した方は、参加した日数に応じて金額が異なります。